# 平成 28 年度 「練馬小学校いじめ防止基本方針」

#### 1 学校の基本方針

- ○いじめは重大な人権侵害であり絶対に許されないと言う認識を徹底させる適切な指導を行う。
- ○いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害児童の側に寄り添い、解決を目指す。
- ○いじめはどの学級、どの児童にも起こり得るとの認識に立ち、組織的に対応する。

#### 2 対策方針の基本的な考え方

- (1)いじめ問題の重要性を全ての教職員が認識し、校長を中心に組織として、この問題の解決に当たる。
- (2) 教職員の言動や態度が児童に大きな影響力をもつことを十分に認識する。
- (3)いじめ問題を隠さず、その解決に向けて、学校・教育委員会と家庭・地域社会が連携して当たる。
- (4)いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、適時に指導を行う。
- (5) 家庭や地域社会に対して、いじめ問題の重要性の認識を広め、連携して、いじめ問題の解決を図る。

#### 3 学校の取り組み

- (1)いじめの早期発見といじめ防止等の対策に対応する「練馬小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。「練馬小学校いじめ防止対策委員会」のメンバーは、校長・副校長・教務主任・生活指導主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・生活指導部低、中、高、専から各1名、必要に応じて、スクールカウンセラー・心のふれあい相談員とする。
- (2)いじめに係る相談を行うことができる相談体制を確立する。窓口は、練馬小学校いじめ防止対策委員会のメンバーを中心とする。
- (3)「ふれあい月間」(6月・11月・2月)に全校朝会で校長が「いじめは人間として許されない」 ことを講話し、その後、各学級でもいじめ防止に関する指導を行う。また、校内研修会を実施する。
- (4) 学年で相談し、何がいじめにあたるのかを具体的に列挙して教室内等に掲示する。

#### 4 いじめの防止

- (1)日常の指導での取り組み
  - ①各教科・道徳、特別活動や人権教育年間計画等を活用して、意図的、計画的に心の教育を推進していく。
  - ②一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
  - ③学級や学年の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
  - ④運動・スポーツ・読書などを推奨し、児童がストレスに適切に対処できる力を育む。
  - ⑤教職員の不適切な認識や言動を慎み、指導の在り方へ細心の注意を払うことを基本に、児童

- の不適切な言動を見過ごすことなく指導していく
- ⑥児童の障害について、適切に理解した上で指導に当たる
- ⑦ふれあい月間(6月・11月)に代表委員会による「あいさつ運動」を実施する。「あいさつ運動」 を通して、いじめ防止を基盤に、いつでも・誰とでも・同じようにあいさつできる子供を育む。
- (2)いじめの早期発見
- ①「ふれあい月間」(6月・11月・2月)及び毎月児童のアンケートをとり、実態を把握し、いじめの早期発見に努める。
- ②スクールカウンセラーにより5年生の全員面接を1学期に実施する。児童がスクールカウンセラーと相談しやすい状況をつくり、いじめの早期発見、解決に努める。
- ③授業時間以外も子供たちと過ごし、子供たちとの会話から情報を把握する。いじめや問題行動として、疑わしいときは、双方、または関係者から個別に事実確認をする。その後、管理職等に報告後、必要に応じて、双方の家庭に連絡し、早期解決に努める。
- (3)インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進(第19条)
- ①学年で計画を立て、学年または学級で発達段階に応じて情報モラルの指導を総合的な学習の時間でインターネットを使用する前や学級活動等で指導する。
- ②具体的事例を挙げ、保護者会で啓発し、家庭の協力を仰ぐ。

#### 5 いじめへの対処

- (1)いじめられる側の児童への支援
  - ①いじめられる側の児童に寄り添い、事実関係を丁寧に聞き取る。
  - ②児童の個人情報の取扱やプライバシーに十分留意し、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と協力しながら、児童に心理的負担を与えないよう配慮する。
  - ③迅速に保護者に事実関係報告し、いじめられる側の安全確保に努め、今後の不安を除去するための対応を説明する。
- (2)いじめる側の児童への支援
  - ①教育的配慮のもと、全教職員が毅然とした態度で指導にあたり、必要に応じて別室指導等の個別のはたらきかけを行う。
  - ②いじめの背景にも目を向け、いじめる側の児童の健全な人格の発達に配慮しながら、組織的に継続的な観察や指導を行い、状況に応じて必要な支援を実施する。
  - ③保護者に状況を伝え、以後の対応を適切に行うために保護者の協力を求め、保護者とと もに人格の成長を主とした再発防止につなげる教育活動を行う。
- (3) いじめの周囲の児童の心理を把握した指導
  - ①見て見ぬふりやいじめの助長につながる行為はいじめていることと同じであることを 理解させるとともに、いじめを知らせる勇気をもつように伝える。
  - ②いじめを知らせた児童に対しては、安全を守り通すことを伝えるとともに、組織として 情報の共有を行い、見守りや声かけを行う。
- (4) 校内組織全体でのいじめへの対応
- ①平素からいじめへの対応について共通理解を図り、組織的に対応していく意識を構築する。
- ②いじめであるかどうかの判断は組織的に行い、いじめと認知した場合は「練馬小学校 いじめ対策委員会」が迅速に会議を行い、情報の共有、教職員の役割分担、今後の対応を

検討する。

- ③いじめの疑いがある場合や、解決したと思われる場合も安易な判断は避け、長期的な見守りを 行う。
- (5) 重大事態への対処
- ① 重大事態が発生した場合は直ちに教育委員会に報告し、連携して対処する。
- ②「練馬小学校いじめ防止対策委員会」が中心となって「いじめ」の全容について実態をただちに調査する。いじめの事実が明らかになったら、双方の保護者に迅速に連絡し、事実説明を行う。
- ③被害者のケアを第一に行い、加害者に対しては、事の重大性を理解させるとともに厳粛に指導する。双方の保護者と関係教員が一同に会して「謝罪の会」を開催する。
- (6) インターンネット上やメール等でのいじめへの取組
- ①公開の掲示板や動画投稿サイト等で児童の個人情報が公開された場合は、短時間で被害が拡大する可能性があることから、保護者と相談し必要に応じて警察等に相談・通報し、援助・助言を求めながら、削除依頼などの適切な措置を慎重に行う。
- ②インターネット上でいじめを行った児童には、個人情報に関する書き込みや発信等は重大な 人権侵害であり、犯罪に当たることを指導する。

#### 6 学校におけるいじめ防止等の取組の点検

- (1) 定期的ないじめの調査から課題を洗い出し、計画的にいじめ問題に取り組めるようにする。
- (2)「練馬小学校いじめ対策委員会」は学校の実情に即して、学校いじめ防止基本方針が機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。
- (3)職員や保護者による学校評価において、学校のいじめに対する組織的で迅速かつ適切な対応の 状況を定期的に評価し、改善を図る。

平成 25 年 6 月 21 日「いじめ防止対策推進法」可決・成立により、全ての学校がいじめに対する基本方針を策定する。(本文は文科省ホームページ参照)

いじめ対策の基本は、すべての子供を対象とした「<u>未然防止</u>」と気付いたときの速やかな「<u>早期対応</u>」。 (学校および学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在職する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在職する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、<u>その学校の実情に応じ、</u> 当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

# 学校に求められていること ①~⑫が練馬小学校いじめ防止基本方針

- (1)教職員一人一人の前向きな姿勢
  - いじめのない学校づくりにすすんでかかわる
  - 研ぎ澄まされた人権意識感覚と卓越した指導力が求められる 参考資料例:国立教育施策研究所 生徒指導支援資料4 「いじめと向き合う」
  - ① 校内研修会実施(ふれあい月間の時期)

#### (2)校内体制の整備

- いじめに係る相談を行うことができる体制を整備 (いじめの早期発見のための措置 第16条) (いじめ防止等の対策に関する組織 第22条) (学校がとるべき措置 23条) 相談体制の整備
- ② 「練馬小学校いじめ防止対策委員会」設置と相談体制

メンバー:校長・副校長・教務主任・生活指導主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・ 生活指導部低、中、高、専から各1名 必要に応じて、スクールカウンセラー・心のふれあい相談員

#### (3)いじめの防止(第15条)

いじめの防止と基盤になる3点は ①豊かな情操 ②道徳心 ③心の通う対人交流の能力

⇒ 道徳教育及び特別活動等の充実

「心の健康教育」を含めた教育課程の編成・実施

児童会を中心に実施される「いじめ撲滅キャンペーン」「いじめ防止委員会」等の活動の支援 児童・生徒、保護者、教職員が「いじめ防止」の重要性を深く認識できる取り組みの推進

- ③ 全校朝会での校長講話とその後の学級活動「いじめは人間として許されない」
- ④ 何がいじめにあたるのかを具体的に列挙して教室内等に掲示 ~ 学年で取り組む
- ⑤ 11 月代表委員会「<u>あいさつ運動</u>」との連動 ~ 全校で、ふれあい月間(6 月・11 月)に実施 いじめ防止を基盤に、いつでも・誰とでも・同じようにあいさつできる子供を育む
- ⑥ 日常の指導での取り組み

- ・各教科・道徳、特別活動や人権教育年間計画等を活用して、意図的、計画的に心の教育を推 進していく
- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める
- ・学級や学年の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく
- ・ストレスに適切に対処できる力を育む(運動・スポーツ・読書などの推奨)
- ・指導の在り方への細心の注意を払い(教職員の不適切な認識や言動×)、児童の不適切な言動 を見過ごすことなく指導していく
- ・障害について、適切に理解した上で指導に当たる

## (4)いじめの早期発見(第16条)

いじめ把握①本人の訴え②教師の発見③他からの情報文科省調査では5割半数

- ⇒ 「定期的な調査」の実施
- ⑦ 11月「ふれあい月間」のアンケート
- ⑧ 授業時間以外も子供たちと過ごし、子供たちとの会話から情報を把握する 疑わしいときは、双方、または関係者から事実確認(事実確認は個別に実施) 管理職等に報告後、必要に応じて、双方の家庭に連絡
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進(第19条)

保護者に対しても、ネットいじめ関連の啓発活動が求められたこと

⇒ 情報モラル教育の充実

保護者への啓発

組織的対応の確認 休み時間の児童の会話や体調不良を訴える児童の様子から発覚する場合もある。教員間の情報共有。

- ⑨ 学年で計画を立て、学年または学級で発達段階に応じて情報モラルの指導(総合的な学習の時間でインターネットを使用する前、学級活動等)
- ⑩ 具体的事例を挙げ、保護者会で啓発

## (6)重大事態への対処

第28条 ~当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- " 2 いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その 他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 第30条 ~ 重大事故が発生した旨を地方公共団体の長に報告しなければならない。
  - ⑪ 「いじめ」の全容について実態を調査
  - ② 保護者に対する報告義務、保護者との協議義務